

前期第1問検察レジюме(反対尋問)

文責:1班

1. 弁護レジюме 2 頁 2 行目以下の子供がおぼれている事例において、C-3 説によればその子の親に不作為犯が成立するように思われるので、「妥当ではない」とは言えないのではないか。
2. 弁護レジюме 2 頁 15 行目以下で「結果条件行為の開始という要件も反復・継続性という要件も回数・時間の長短といった物理的基準のみを判断資料とするのではなく、不作為者と結果の緊張関係も考慮する以上、具体的な事案において単なる一次的行為との区別が容易かつ明瞭になる」とあるが、「不作為者と結果の緊張関係を考慮」とはどのようなことか。